

合併のお手続きに関する

Q&A

私たちの大切なお客様に安心して継続お引き立て
いただくためのご案内とお願い

Q¹ 合併後の金庫名はどのようなのですか？

A 合併後の名称は「**にいかわ信用金庫**」です。

合併期日	平成17年11月21日(月)
合併後の名称	にいかわ信用金庫
合併後の本店	旧新川水橋信用金庫 本店
本店所在地	魚津市双葉町6-5
合併後の店舗数	15店舗



合併後は15の店舗網でさらに便利に!

Q² 現在取引している 店舗名はどのようなのですか？

A 裏面の「合併後の店舗名一覧」をご確認ください。

*同一名称の店舗がございますので、滑川信用金庫の一部の店舗名
を変更させていただきます。ご不便をおかけしますが、お客様の
お取引に混乱が生じないようご確認お願い申し上げます。

Q³ 口座番号は変わりますか？

A 普通預金(総合口座)・当座預金などの口座
番号は変わりません。これまでと同様に利用
いただけます。

Q⁴ 現在使用している通帳や 証書はどのようなのですか？

A ●通帳はそのままご利用いただけます。
●証書につきましても満期日までそのままご
利用いただけますので、新しい証書にお切
り替えいただく必要はございません。

Q⁵ キャッシュカードや ローンカードはどのようなのですか？

A ●キャッシュカードやローンカードは、その
ままご利用いただけます。
●新しいキャッシュカードをご希望のお客様
は、当金庫窓口または渉外係にお申し付け
ください。
ただし、お取替える際に現在ご使用中の
キャッシュカードをお返しいただきますの
で、新しいカードがお手元に届くまでの間
キャッシュカードはご利用できませんので
ご了承ください。

Q⁶ 手形や小切手の取扱い はどのようなのですか？

A ●平成17年11月20日以前に振り出された手
形や小切手はこれまでどおり、決済させて
いただきます。
●滑川信用金庫のお客様は、現在お持ちの旧
金庫名の手形・小切手は平成17年11月21日
以降ご使用できませんので「にいかわ信用
金庫」の手形・小切手に引き換えいただき
ますようお願いいたします。
●新川水橋信用金庫のお客様は、現在お持ち
の旧金庫名の手形・小切手は平成17年11
月21日以降も振り出しは可能ですが、なる
べく早く「にいかわ信用金庫」の手形・小
切手に引き換えていただきますようお願い
いたします。
●当座預金ご利用のお客様につきましては、
別途ご案内させていただきます。

Q⁷ 融資・各種ローンの利用につい て何か手続きが必要ですか？

A ●お手続きの必要はございません。
●合併日後のお取引店に合併日現在のご融資
残高、条件等をそのまま引継ぎいたします。
●約定のご返済につきましては、合併後のお
取引店の口座から従来どおり引き落としさ
せていただきます。
●新規ご融資については、一部商品が異なり
ますので、詳しくは融資窓口または渉外係
にお気軽にご相談ください。

Q⁸ マル優・マル特制度は どのようなのですか？

A マル優・マル特制度をご利用のご預金等につ
いては、お客様の変更手続きは必要ござい
ません。

Q⁹ 出資証券はどうなるの？



A ●出資証券についてはそのまま有効ですので、変更手続きは必要ございません。
なお、合併前に発行した「新川水橋信用金庫」の出資証券は、証券記載の口数を10倍に換算して読み替えることとなります。

※一口当りの金額が500円から50円に変更になるためです。

Q¹⁰ 年金を受け取っています。何か手続きが必要ですか？



A ●公的年金（新国民厚生年金、厚生年金、国民年金、船員年金、労災年金等）のお受取りのお客様の場合は変更手続きの必要はございません。
●ただし、各種共済年金、企業年金（厚生年金基金、適格年金等）および国民年金基金等私的年金をお受取りのお客様は、お手続きが必要となる場合がありますので、当金庫窓口または渉外係へお尋ねいただくか、各年金支払い機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

Q¹¹ 合併後の預金保険制度上の取扱いはどうなりますか？

A ●預金保険制度の合併特例により、平成18年11月21日（火）までの合併後1年間に限り現在お預けいただいている預金を含めて、お一人様元金2,000万円とその利息まで保護されることとなります。

Q¹² 現在、給与の振込や配当金、振込指定金融機関として利用しているのですが？

A ●平成17年11月21日以降のお振込入金、平成18年2月3日までは旧金庫名でも入金できますが、それ以降はお振込できなくなりますのでご注意ください。
●平成17年11月21日以降の旧新川水橋信用金庫と旧滑川信用金庫間の振込は、「にいかわ信用金庫〇〇支店」でお振込いただけますようお願いいたします。
●給与振込ご利用のお客様および事業を営んでいるお客様には誠に恐縮ですが、お勤め先またはお取引先へ平成17年11月21日以降は、お振込先金融機関支店名を「にいかわ信用金庫〇〇支店」としてお振込していただくようご連絡をお願い申し上げます。

Q¹³ 公共料金や各種料金の自動支払いを利用していますが、変更の手続きが必要ですか？

A ●電気、ガス、水道等の公共料金や電話料、税金、クレジットの自動引落しなど、変更手続きの必要はございません。従来どおりご利用いただけます。



Q¹⁴ ATM・ファームバンキング等で振込を利用しています。何か変更が必要ですか？

A 振込カードによるATM振込サービスについて
現在ご利用中の振込カードは平成17年11月21日以降ご利用できなくなります。お手数料をおかけしますが、新しい振込カードをお作りくださいますようお願い申し上げます。

A ファームバンキングサービス及び一括データ伝送振込・FID交換振込について
金融機関コードや登録内容を変更する必要がありますので、詳しくは別途ご連絡させていただきます。



貸出金付利単位についてのお知らせ

- 合併に伴い、現在「新川水橋信用金庫」でのご融資について、平成17年9月25日以降はご融資のお利息を計算する際の付利単位が1円から100円に変更になりました。
(お利息が元金の100円未満の金額については計算されないこととなります。)
- 証書貸付をご利用のお客様は、毎月のご返済額が変更になる場合がありますので、返済予定表をご希望の方はお取引店へお申し出ください。



●ご面倒をおかけいたしますが、必要な手続きは必ず行っていただけますようお願い申し上げます。
●どのようなご質問・ご相談でも承っております。当金庫窓口または渉外係まで、どうぞお気軽にお尋ねください。